

循環器疾患対策小委員会設置要項

1 目 的

本道の脳卒中・心臓病その他の循環器病に係る必要事項を検討するため、北海道総合保健医療協議会地域保健専門委員会に循環器疾患対策小委員会（以下「委員会」）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 北海道医療計画に基づく、脳卒中、急性心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携の推進方策に関すること。
- (2) 脳卒中、急性心筋梗塞等の心血管疾患の医療機能を担う医療機関の公表基準などの検証に関すること。
- (3) 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他循環器病に係る対策に関する基本法」第11条に規定する、本道における循環器病対策の推進に関する計画の推進等に関すること。
- (4) その他、総合的な循環器病対策の推進に関すること。

3 組 織

- (1) 委員会の委員は、総数15名以内とする。
- (2) 委員は、北海道総合保健医療協議会地域保健専門委員会委員長が指名するものとし、必要があるときは臨時委員を加えることができる。
- (3) 委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- (4) 委員長及び副委員長は、委員が互選した者をもって充てる。
- (5) 委員の任期は、2年とし、就任した年度の次の年度末までとする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運 営

- (1) 委員会は、委員長が招集する。なお、疾病や対策分野毎に、関係する委員を招集し委員会を開催することができるものとする。
- (2) 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。
- (4) 委員会の庶務は、保健福祉部健康安全局地域保健課において処理する。
- (5) この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
- (6) 本委員会は、平成27年8月5日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績を勘案し、常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成20年5月28日から施行する。
- 2 この要項は、平成23年7月27日から施行する。
- 3 この要項は、平成27年8月5日から施行する。
- 4 この要項は、令和3年3月19日から施行する。
- 5 この要項は、令和3年8月16日から施行する。